デジタル庁令・省令

○デジタル庁総務省令第九号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年五月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総務大臣　松本　剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　認証業務	第二章　認証業務
第一節　署名認証業務	第一節　署名認証業務
第一款　通則（第二条・第三条）	［新設］
［削る］	第一款　署名用電子証明書（第二条―第二十四条）
第二款　個人番号カード用署名用電子証明書（第四条―第二十四条）	［新設］
第三款　移動端末設備用署名用電子証明書（第二十四条の二―第二十四条の十九）	［新設］
第四款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二十―第三十七条の二）	第二款　署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提供（第二十四条の二―第三十七条の二）
第二節　利用者証明認証業務	第二節　利用者証明認証業務
第一款　通則（第三十八条・第三十九条）	［新設］
［削る］	第一款　利用者証明用電子証明書（第三十八条―第五十九条）
第二款　個人番号カード用利用者証明用電子証明書（第四十条―第五十九条の二―第五十九条の十九）	［新設］
第三款　移動端末設備用利用者証明用電子証明書（第五十九条の二十―第六十条―第六十四条の十一）	［新設］
第四款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条の十一）	第二款　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第六十条―第六十四条の十）
［第三節・第四節　略］	［第三節・第四節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
第二章　認証業務	第二章　認証業務
第一節　署名認証業務	第一節　署名認証業務
第一款　通則	第一款　署名用電子証明書
（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）	（署名利用者符号及び署名利用者検証符号の対応）
第三条　法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機又は移動端末設備（法第十六条の二第一項に規定する移動端末設備をいう。以下同じ。）を用いて作成されることにより対応するものであることとする。	**第三条**　法第二条第四項の規定による対応は、署名利用者符号及び署名利用者検証符号が住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて作成されることにより対応するものであることとする。
第二款　個人番号カード用署名用電子証明書	［新設］
（個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）	（署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項）
第四条　［略］	**第四条**　［同上］
（署名利用者確認の際に提出する書類）	（署名利用者確認の際に提出する書類）
第五条　法第三条第三項の規定による書類の提示又は提出の求めは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出を求めることにより行うものとする。	**第五条**　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類	二　署名用電子証明書の発行の申請について、申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認するため、郵便その他住所地市町村長が適当と認める方法により当該申請者に対して文書で照会したその回答書及び住所地市町村長が適当と認める書類